

信用保証の実務解説

〔保証料編〕

令和 7 年 4 月

☆ 本書は信用保証協会職員、金融機関職員の業務用として作成したものです。部外秘取扱いとしてください。

兵庫県信用保証協会

目 次

1. 保証料とは	3
2. 保証料率	3
《保証料決定のスキーム》	4
《保証料率表（リスク考慮型対象）①》	5
《保証料率表（リスク考慮型対象）②》	6
《保証料率表（リスク考慮型対象外）①》	7
《保証料率表（リスク考慮型対象外）②》	8
3. 保証料の計算	9
（1）保証料の計算方式	9
（2）保証期間	9
（3）据置期間と据置金額	10
（4）分割係数	11
（5）円位未満の端数処理	11
4. 保証料の計算方法	12
（1）一括返済の場合（根保証含む。）	12
（2）分割返済の場合	14
5. 保証条件変更保証料の計算方法	19
（1）条件変更時の保証料率	19
（2）保証期限内の条件変更	19
（3）保証期限経過後の条件変更	23
6. 返戻保証料	25
（1）返戻対象	25
（2）返戻する保証料	25
（3）返戻保証料の計算方法	26
（4）保証料の返戻手続	28
（5）地方公共団体負担分の保証料の返戻	28

(6) 借換保証の保証料差引計算	・ ・ ・ ・ ・	28
7. 延滞保証料	・ ・ ・ ・ ・	29
8. 保証料の分割支払	・ ・ ・ ・ ・	29
(1) 分割支払が可能な保証	・ ・ ・ ・ ・	29
(2) 分割保証料の支払方法	・ ・ ・ ・ ・	30
(3) 保証条件変更の場合の支払方法	・ ・ ・ ・ ・	30
(4) 預金口座振替	・ ・ ・ ・ ・	30
(5) 事務手続	・ ・ ・ ・ ・	31
9. 保証料の送金方法	・ ・ ・ ・ ・	31
(1) 一般保証	・ ・ ・ ・ ・	31
(2) 保証条件変更	・ ・ ・ ・ ・	31
(3) 不足保証料・未収保証料	・ ・ ・ ・ ・	31

1. 保証料とは

信用保証協会（以下、「協会」という。）の保証によって融資を受けた場合に、保証利用の対価としてお支払いいただくのが保証料です。

この保証料は、日本政策金融公庫に納付する信用保険料や協会の業務費など信用保証制度を健全に運営する上で必要な費用に充当されます。

中小企業・小規模事業者は、協会の保証により金融機関から融資を受けたとき、所定の保証料を金融機関を通して保証協会にお支払いいただくことになります。

2. 保証料率

基本となる保証料率は、中小企業・小規模事業者の経営状況を踏まえた9区分としています。

保証料率の区分は中小企業・小規模事業者の財務諸表の情報を中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）により評価した結果に基づき、原則として、①～⑨の何れかの区分の保証料率（以下「リスク考慮型保証料率」という。）を適用します。

なお、責任共有制度に基づき金融機関が一定の負担を行う保証（以下、「責任共有対象保証」という。）については「責任共有保証料率」を、金融機関が一定の負担を行わない保証（以下「責任共有対象外保証」という。）については「責任共有外保証料率」を適用します。

また、流動資産担保融資保証、経営安定関連保証などの特別な保証は、リスク考慮型保証料率ではなく、政策的に配慮された一律料率を別途適用します。

保証料率決定までのスキームを図解すると次ページのとおりです。

≪保証料決定のスキーム≫

中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者

定量要因による評価

CRDにより財務データを評価し料率区分を判定

【責任共有対象保証】

ご利用いただく保証が責任共有対象であれば『責任共有保証料率』が適用されます。この場合、「貸付金額」に責任共有保証料率を乗じ信用保証料を算出します。

【責任共有対象外保証】

ご利用いただく保証が責任共有対象外であれば『責任共有外保証料率』が適用されます。この場合、「保証委託額」に責任共有外保証料を乗じ信用保証料を算出します。

制 度	区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	責任共有保証料率	BSあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
		BSなし	1.15%								
	責任共有外保証料率	BSあり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
		BSなし	1.35%								

※1 CRDとは、中小企業信用リスク情報データベース（Credit Risk Database）の略で、中小企業金融の円滑化を支援するための、中小企業の経営関連のデータベースです。

※2 BSとは貸借対照表のことです。

※3 特殊保証（当貸、カードローン等）や県・市町の融資制度については、さらに料率が低くなるものがあります。

※4 特別な保険を利用する保証や全国統一の保証料率が規定されている保証等については、別途料率が定められているものがあります。

保証料率の割引

以下に該当される方については、保証料率を0.1%割引いたします。

- ◆ 会計参与を設置している旨の登記を行った会社（ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります）
- ◆ 物的担保を提供いただいた場合（ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります）
- ◆ 商工会・商工会議所の経営指導を受け、かつ商工会・商工会議所の推薦を受けた小規模事業者（ただし、「小口零細保証制度」を活用した県、市町制度融資の保証申込の場合のみ）

保 証 料 率 の 決 定

《保証料率表（リスク考慮型）①》

制 度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
普通保証(※1)・無担保保証(※1) 特定社債保証(※2) 特定信用状関連保証(※2)	責任共有保証料率	BSあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
		BSなし	1.15%								
	責任共有外保証料率	BSあり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
		BSなし	1.35%								
当貸・カードローン 割引根保証 (普通保証・無担保保証)	責任共有保証料率	BSあり	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
		BSなし	0.98%								
	責任共有外保証料率	BSあり	1.87%	1.70%	1.53%	1.36%	1.15%	0.94%	0.77%	0.60%	0.43%
		BSなし	1.15%								

制 度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県・市町 制度融資 (普通保証・無担保保証)	責任共有保証料率	BSあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
		BSなし	1.15%								
	責任共有外保証料率	BSあり	2.02%	1.84%	1.66%	1.47%	1.24%	1.01%	0.83%	0.64%	0.46%
		BSなし	1.24%								
兵庫県制度融資経営安定資金 (普通保証・無担保保証)	責任共有保証料率	BSあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
		BSなし	1.15%								
	責任共有外保証料率	BSあり	2.02%	1.84%	1.66%	1.47%	1.24%	1.01%	0.83%	0.64%	0.46%
		BSなし	1.01%								
兵庫県制度融資事業展開融資、地球 環境保全資金 (普通保証・無担保保証) ※20%割引分	責任共有保証料率	BSあり	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%
		BSなし	0.92%								
	責任共有外保証料率	BSあり	2.02%	1.84%	1.66%	1.47%	1.24%	1.01%	0.83%	0.64%	0.46%
		BSなし	1.24%								

*有担保の場合は、0.1%保証料率の引き下げを行う。

*「会計参与を設置している旨の登記を行った会社」については、0.1%保証料率の引き下げを行う。

*「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、0.25%又は0.45%の引き上げを行う。

詳細については、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱を参照。以下同じ。

*「協調支援型特別保証制度」を利用する場合は、以下のとおり国から保証料が補助される(プロパー協調型は申込日に応じて補助割合が変動)。

<プロパー協調型>申込日:令和7年3月14日～令和8年3月31日【1/2相当】、申込日:令和8年4月1日～令和9年3月31日【1/3相当】、申込日:令和9年4月1日～令和10年3月31日【1/4相当】

<モニタリング強化型>1/4相当

(※1)手形貸付根保証を含む。認定経営革新等支援機関のうち、一定の要件を満たす一般社団法人等を中小企業者とみなす措置の対象者は1.15%(責任共有保証料率)

(※2)特定社債保証及び特定信用状関連保証は責任共有保証料率のみ適用となる。

制 度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
地域ふれあい保証(無担保保証)	責任共有外保証料率	BSあり	2.10%	1.90%	1.70%	1.50%	1.25%	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%
		BSなし	1.25%								
地域ふれあい保証(特別小口保証)	責任共有外保証料率	BSあり	0.90%								
		BSなし									
地域ふれあい保証(経営安定関連保証)	責任共有外保証料率	BSあり	0.80%								
		BSなし									

*「会計参与を設置している旨の登記を行った会社」については、0.1%割引引く。

*「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、0.25%又は0.45%の引き上げを行う。

*上記以外の特例保証を適用する場合は、別に定める責任共有外保証料率から、0.1%軽減した保証料率とする。

制 度	区分		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
予約保証制度	責任共有保証料率	BSあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%
	責任共有外保証料率	BSあり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%

*有担保の場合は、0.1%保証料率の引き下げを行う。

*「会計参与を設置している旨の登記を行った会社」については、0.1%割引引く。

*「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、0.25%又は0.45%の引き上げを行う。

制 度	区分	保証割合	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一括支払契約保証制度	責任共有保証料率	70%	1.54%	1.40%	1.26%	1.12%	0.95%	0.77%	0.63%	0.49%	0.35%
		65%	1.43%	1.30%	1.17%	1.04%	0.88%	0.72%	0.59%	0.46%	0.33%
		60%	1.32%	1.20%	1.08%	0.96%	0.81%	0.66%	0.54%	0.42%	0.30%
		55%	1.21%	1.10%	0.99%	0.88%	0.74%	0.61%	0.50%	0.39%	0.28%
		50%	1.10%	1.00%	0.90%	0.80%	0.68%	0.55%	0.45%	0.35%	0.25%

*有担保の場合は、0.1%保証料率の引き下げを行う。

制 度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 経営承継準備関連保証	責任共有保証料率	BSあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
		BSなし	1.15%								

*特別小口保険に付保する場合の保証料率は、1.00%とする。

*有担保の場合は、0.1%保証料率の引き下げを行う。

*「会計参与を設置している旨の登記を行った会社」については、0.1%割引引く。

*「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、0.25%又は0.45%の引き上げを行う。

《保証料率表（リスク考慮型）②》

制 度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
経営力強化保証	責任共有保証料率	BSあり	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%
		BSなし	1.15%								

- * 有担保の場合は、0.1%保証料率の引き下げを行う。
- * 「会計参与を設置している旨の登記を行った会社」については、0.1%割り引く。
- * 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、0.25%又は0.45%の引き上げを行う。
- * 経営安定関連保証5号を利用した場合は、0.8%とする。なお、有担保割引は対象外となる。

制 度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業承継特別保証制度 経営承継借換関連保証	責任共有保証料率	ガバナンスチェックなし	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
		ガバナンスチェックあり	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%

- * 「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」のチェック欄が全て「○」となった場合、「ガバナンスチェックあり」の保証料率を適用する。
- * 有担保の場合は、0.1%保証料率の引き下げを行う（「ガバナンスチェックなし」に限る。）。
- * 「会計参与を設置している旨の登記を行った会社」については、0.1%割り引く（「ガバナンスチェックなし」に限る。）。

制 度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業者選択型経営者保証非提供 促進特別保証制度（一般保証）	責任共有保証料率	財務要件①②どちらも該当	2.15%	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.70%
		上記以外	2.35%	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%
	責任共有外保証料率	財務要件①②どちらも該当	2.45%	2.25%	2.05%	1.85%	1.60%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%
		上記以外	2.65%	2.45%	2.25%	2.05%	1.80%	1.55%	1.35%	1.15%	0.95%

- * 「会計参与を設置している旨の登記を行った会社」については、0.1%割り引く。
- * 申込日に応じて0.05%～0.15%が国から補助される。1年目：令和6年3月15日～令和7年3月31日【0.15%】2年目：令和7年4月1日～令和8年3月31日【0.10%】3年目：令和8年4月1日～令和9年3月31日【0.05%】
- * 財務要件 ①：申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと ②：申込日の直前2期決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと
- * 経営安定関連保証4号を利用し、財務要件①②どちらも該当した場合は1.15%、それ以外は1.35%となる。申込日に応じて上記国の補助あり。
- * 経営安定関連保証5号を利用し、財務要件①②どちらも該当した場合は1.05%、それ以外は1.25%となる。申込日に応じて上記国の補助あり。

≪保証料率表（リスク考慮型対象外）①≫

制 度	区分	料率
流動資産担保保証	責任共有保証料率	0.68%
特別小口保証	責任共有保証料率	0.80%
	責任共有外保証料率	1.00%
公害防止保証	責任共有保証料率	1.15%
	責任共有外保証料率	1.35%
事業再生保証	責任共有外保証料率	2.20%(有担保割引なし)
エネルギー対策保証	責任共有保証料率	1.15%
	責任共有外保証料率	1.35%
災害関係保証	責任共有外保証料率	0.90%(有担保割引なし)
東日本大震災にかかるもの	責任共有外保証料率	0.80%(有担保割引なし)
経営安定関連保証(5号、7号、8号)	責任共有保証料率	0.80%(有担保割引なし)
兵庫県制度融資経営安定資金		0.80%(有担保割引なし)
経営安定関連保証(5号、7号、8号)	責任共有外保証料率	0.90%(有担保割引なし)
兵庫県制度融資経営安定資金		0.80%(有担保割引なし)
経営安定関連保証(1号～4号、6号)	責任共有外保証料率	0.90%(有担保割引なし)
兵庫県制度融資経営安定資金		0.80%(有担保割引なし)
労働力確保関連保証 中小小売商業関連保証 地域伝統芸能等関連保証 流通業務総合効率化関連保証 中心市街地商業等活性化関連保証 地域経済牽引事業関連保証 商店街活性化事業関連保証 特定下請連携事業関連保証(※3)	責任共有保証料率	0.70%(有担保割引なし)
経営革新関連保証(※3) 経営力向上関連保証(※3) 事業再生計画実施関連保証 先端設備等導入関連保証 商店街活性化促進事業関連保証 情報処理システム運用・管理関連保証 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証 農工商等連携事業関連保証(※4) 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証(※5) 事業継続力強化関連保証(※5) 連携事業継続力強化関連保証(※5※6) 下請振興関連保証(※7) 下請中小企業取引機会創出関連保証(※3) 供給確保関連保証(※5)	責任共有外保証料率	0.80%(有担保割引なし)

* 有担保の場合は、0.1%保証料率の引き下げを行う。

* 「会計参与を設置している旨の登記を行った会社」については、0.1%保証料率の引き下げを行う。

* 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、0.25%又は0.45%の引き上げを行う。

利用の可否については、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱を参照。

(※3) 新事業開拓保険を付保した場合の責任共有保証料率は1.05%(有担保割引有)、責任共有外保証料率は1.15%(有担保割引有)とする。

ただし、無担保保証でその合計が5,000万円以下の場合の責任共有保証料率は0.70%、責任共有外保証料率は0.80%とする。

経営革新関連保証、経営力向上関連保証で海外投資関係保険を付保した場合の責任共有保証料率は1.05%、責任共有外保証料率は1.15%とする。

(※4) 新事業開拓保険を付保した無担保保証の場合の責任共有保証料率は1.05%、責任共有外保証料率は1.15%とする。

ただし、無担保保証でその合計額が5,000万円以下の場合の責任共有保証料率は0.70%、責任共有外保証料率は0.80%とする。

新事業開拓保険を付保した有担保保証の場合の責任共有保証料率は0.95%(有担保割引なし)、責任共有外保証料率は1.05%(有担保割引なし)とする。

また、流動資産を担保とした場合は責任共有保証料率0.68%とする。

海外投資関係保険を付保した場合の責任共有保証料率は1.05%、責任共有外保証料率は1.15%とする。

(※5) 新事業開拓保険を付保した無担保保証の場合の責任共有保証料率は1.05%、責任共有外保証料率は1.15%とする。

ただし、無担保保証でその合計額が5,000万円以下の場合の責任共有保証料率は0.70%、責任共有外保証料率は0.80%とする。

新事業開拓保険を付保した有担保保証の場合の責任共有保証料率は0.95%(有担保割引なし)、責任共有外保証料率は1.05%(有担保割引なし)とする。

海外投資関係保険を付保した場合の責任共有保証料率は1.05%、責任共有外保証料率は1.15%とする。

(※6) 大企業(保証対象者(2))が利用する場合、一般の普通保証及び無担保保証のみ付保が可能であり、リスク考慮型保証料率(9区分)を適用する。

(※7) 流動資産担保保証を付保した場合は0.56%とする。

《保証料率表（リスク考慮型対象外）②》

制 度	区分	料率
海外投資関係保証	責任共有保証料率	1.05%
新事業開拓保証(※8)	責任共有外保証料率	1.15%
特定新技術事業活動関連保証(※9)	責任共有保証料率	1.05%(有担保割引なし)
	責任共有外保証料率	1.15%(有担保割引なし)
事業再生円滑化関連保証(※10)	責任共有保証料率	1.76%(有担保割引なし)
創業関連保証(※11) (再挑戦支援保証を含む)	責任共有外保証料率	1.00%(有担保割引なし)
スタートアップ創出促進保証制度(※12)	責任共有外保証料率	1.20%(有担保割引なし)
商店街整備等支援関連保証 伝統的工芸品支援関連保証 小規模事業者支援関連保証 中心市街地商業等活性化支援関連保証 特定中小企業再生支援関連保証 農商工等連携支援関連保証 商店街活性化支援関連保証 経営革新等支援関連保証 情報提供支援関連保証 連携創業支援関連保証 地域経済牽引支援関連保証 情報処理支援関連保証 技術等情報漏えい防止措置関連保証 農林水産物・食品輸出促進支援関連保証	責任共有保証料率	1.15%
	責任共有外保証料率	1.35%
特定経営承継準備関連保証	責任共有保証料率	1.15%
破綻金融機関等関連特別保証	責任共有外保証料率	0.75%(有担保割引なし)
破綻金融機関等関連特別無担保	責任共有外保証料率	0.65%
東日本大震災復興緊急保証	責任共有外保証料率	0.70%(有担保割引なし)
危機関連保証	責任共有外保証料率	0.80%(有担保割引なし)

* 有担保の場合は、0.1%保証料率の引き下げを行う。

* 「会計参与を設置している旨の登記を行った会社」については、0.1%保証料率の引き下げを行う。

* 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、0.25%又は0.45%の引き上げを行う。

利用の可否については、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱を参照。

(※8) 無担保保証でその合計が5,000万円以下の場合の責任共有保証料率は0.70%とし、責任共有外保証料率は0.80%とする。

(※9) 担保なし、代表者を除く保証人なしでその合計額が2,000万円以下の場合の責任共有保証料率は1.20%、責任共有外保証料率は1.30%とする。

また、無担保保証でその合計額が7,000万円以下の場合の責任共有保証料率は0.70%、責任共有外保証料率は0.80%とする。

(※10) 特別小口保険を付保した場合は、責任共有外保証料率1.00%とする。

(※11) 「創業・再チャレンジ保証料割引」の適用により0.50%とする。

また、創業関連保証を併用して地域活力向上保証「ふるさと」を利用する場合は0.50%とする。

(※12) 「創業・再チャレンジ保証料割引」の適用により0.70%とする。

3. 保証料の計算

(1) 保証料の計算方式

①月数保証

「月数保証」とは保証期間を月数で定めた保証のことをいい、保証料は月割計算で算出します。

②確定日保証

「確定日保証」とは、保証期間の終期を確定日として定めた保証のことをいい、保証料は年 365 日の日割計算で算出します。

※確定日保証となるものは、【根保証】、【流動資産担保融資保証】、【手形割引個別】があります。

(2) 保証期間

①月数保証

保証料計算における保証期間は月単位により行い、貸付実行日の応当日をもって 1 か月としますが、貸付実行日が月末の場合は、翌月の末日までの間を 1 か月とすることができます。

なお、保証期間に 1 か月未満の端数が生じた場合は、1 か月として算出します。

【例】

	貸付実行日	終期	保証期間
①	R5. 4. 1	R6. 4. 1	12 か月
②	R5. 4. 1	R6. 4. 2	13 か月
③	R5. 2. 28	R6. 3. 31	13 か月

②確定日保証

保証料計算における保証期間は日単位により行い、貸付予定日の翌日から最終期日までの期間（日数）となります。

【例】

	貸付実行日	終期	保証期間
①	R5. 2. 28	R6. 2. 28	365 日
②	R5. 2. 28	R6. 2. 29	366 日
③	R6. 2. 28	R7. 3. 1	366 日

(3) 据置期間と据置金額

①据置期間

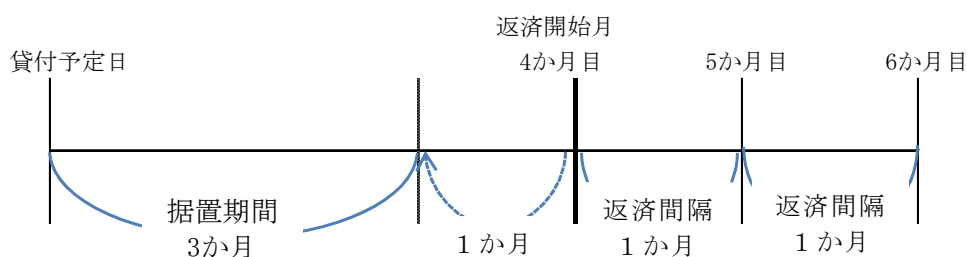
月数保証の場合は、第 1 回分割返済月までの月数から分割返済間隔月数を差し引いた期間を据置期間とします。

確定日保証の場合は、貸付予定日の翌日から第 1 回分割返済日を分割返済間隔に応じて遡及した月の応当日までの日数とします。

【例①】（月数保証の場合）

返済方法 4 か月目から 60 か月まで 1 か月ごとの返済の場合

据置期間 $4 \text{ (か月目)} - 1 \text{ (か月ごと)} = \underline{3 \text{ か月}}$

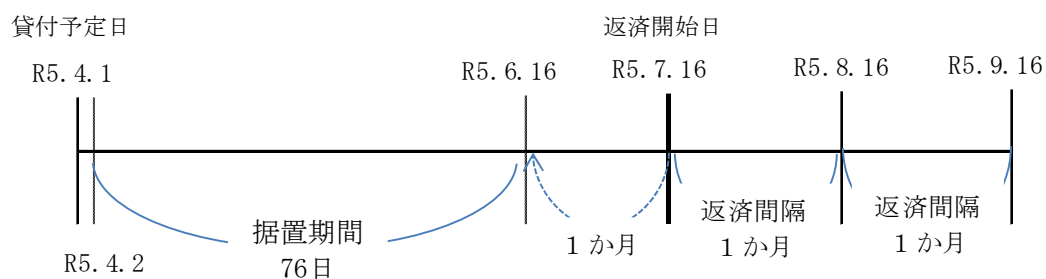


【例②】（確定日保証の場合）

貸付予定日 R5. 4. 1

返済方法 R5. 7 から R7. 3 まで毎月 16 日に返済

据置期間 $R5. 6. 16 \text{ (第 1 回返済日の 1 か月前の応当日)} - R5. 4. 2 \text{ (貸付予定日の翌日)} = \underline{76 \text{ 日}}$

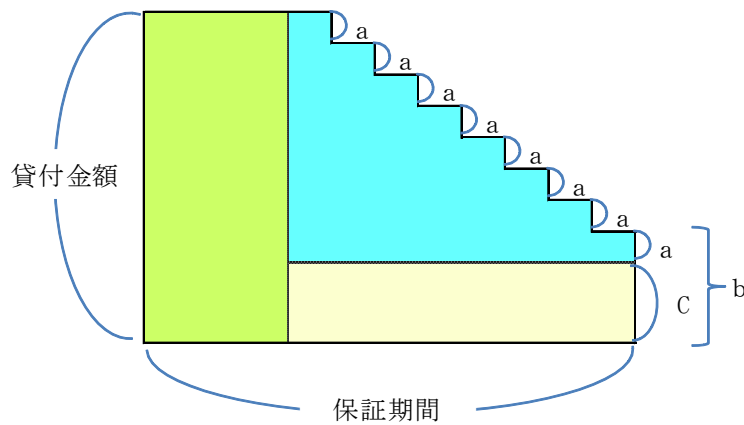


②据置金額

最終回の返済金額が、最終回の直前回の返済金額の 2 倍を超える場合は、最終回の返済金額と直前回の返済額との差額を据置金額とします。

据置金額部分は、据置期間を除いた保証期間で計算した部分となります。

【図解】



$b > 2a$ の場合

$$c = b - a$$

a : 各回の返済額

b : 最終回の返済額

c : 据置金額

【例】

直 前 回	100 千円の返済	最 終 回	300 千円の返済
据 置 金 額	300 千円 - 100 千円 = 200 千円		

(4) 分割係数

返済方法が分割返済の場合は、保証債務残高が減少することを考慮して、分割係数を乗じて計算します。

①分割係数

分割返済の係数は、次のとおりとし、均等分割返済の場合は「均等分割返済係数」、不均等分割返済の場合は「不均等分割返済係数」を適用し、計算します。

分 割 係 数 表

返済区分 返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2 回 以 上 6 回 以 下	0. 7 0	0. 7 7
7 回 以 上 1 2 回 以 下	0. 6 5	0. 7 2
1 3 回 以 上 2 4 回 以 下	0. 6 0	0. 6 6
2 5 回 以 上	0. 5 5	0. 6 1

②均等分割返済の定義

均等分割返済とは、次に該当する場合をいいます。

ア. 各回の返済金額が同額であって、かつ各回の返済間隔が等間隔である返済方法の場合

イ. 初回又は最終回のみ返済金額が異なり、等間隔で返済する返済方法の場合

ウ. 元利金を均等に等間隔で返済する返済方法の場合

③不均等分割返済の定義

均等分割返済以外のものをいいます。

(5) 円位未満の端数処理

算出された保証料に円位未満の端数が生じたときは切捨てます。

また保証料を複数の計算式により算出し合算する場合も、それぞれ円位未満の端数を切捨てた上、合算します。

4. 保証料の計算方法

保証料は、返済条件に応じて、次の算式で計算します。

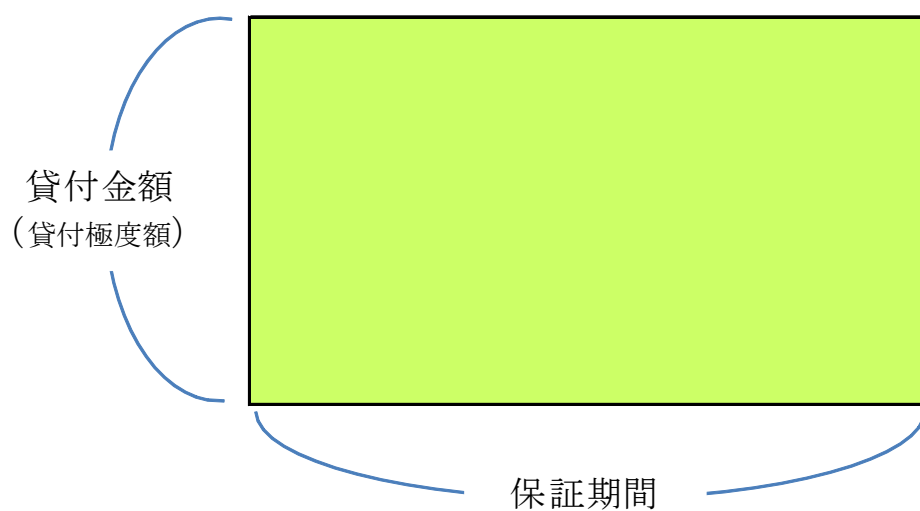
(1) 一括返済の場合（根保証含む。）

計算式

$$\text{貸付金額（貸付極度額）} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間（月）}}{12}$$

※確定日保証の場合は、保証期間（月）を「保証期間（日）」、12（か月）を「365（日）」に置き換えます。

【図解】



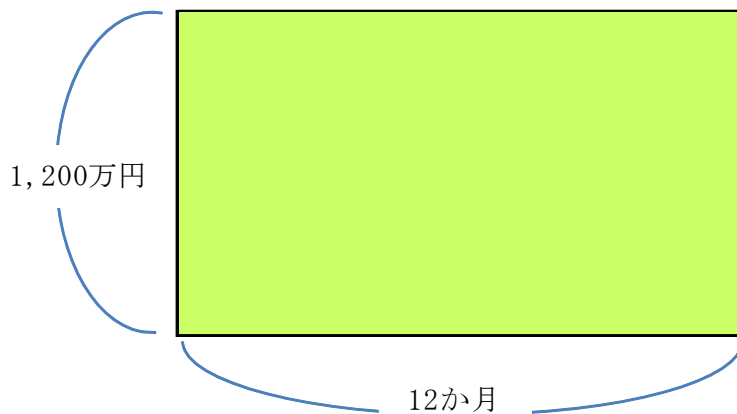
【計算例①】（月数保証の場合）

貸付金額：1,200 万円

保証料率：0.9%

保証期間：12 か月

$$1,200 \text{ 万円} \times 0.9\% \times \frac{12 \text{ か月}}{12} = \underline{108,000 \text{ 円}}$$



【計算例②】（確定日保証の場合）

貸付極度額：200 万円（根保証）

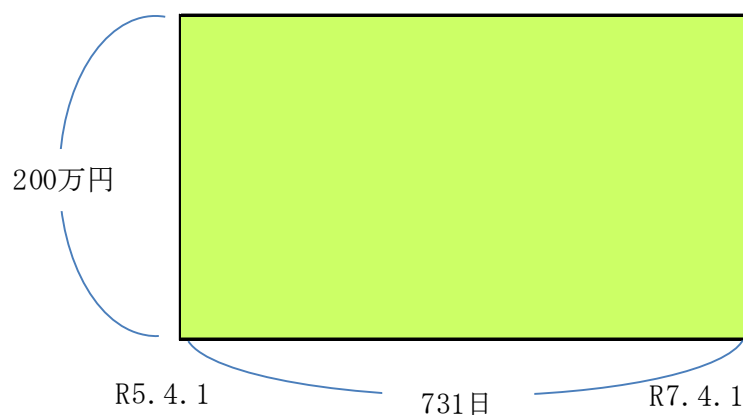
保証料率：1.15%

貸付実行予定日：R5. 4. 1

保証期限：R7. 4. 1

計算期間日数：731 日（R5. 4. 2～R7. 4. 1）

$$200 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{731 \text{ 日}}{365} = \underline{46,063 \text{ 円}}$$



(2) 分割返済の場合

計算式

保証料額＝据置期間部分 (A) ＋ 据置金額部分 (B) ＋ 分割返済部分 (C)

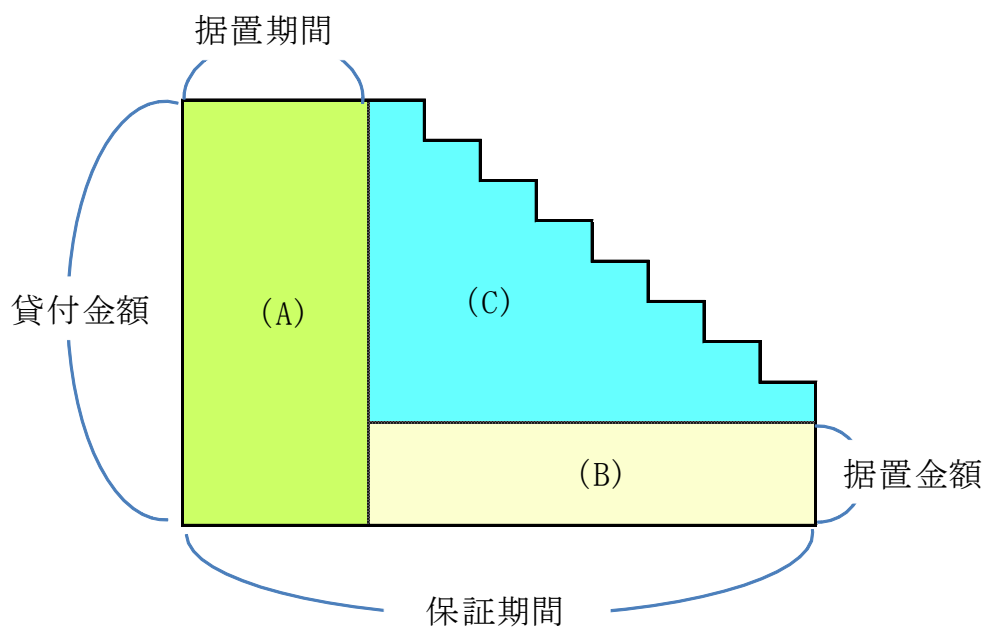
$$(A) \text{ 据置期間部分} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間 (月)}}{12}$$

$$(B) \text{ 据置金額部分} = \text{据置金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間 (月)} - \text{据置期間 (月)}}{12}$$

$$(C) \text{ 分割返済部分} = (\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間 (月)} - \text{据置期間 (月)}}{12} \\ \times \text{分割係数}$$

※確定日保証の場合は、期間 (月) を「期間 (日)」、12 (か月) を「365 (日)」に置き換えます。

【図解】



【計算例①】（月数保証、据置期間・据置金額なしの場合）

貸付金額：1,000 万円

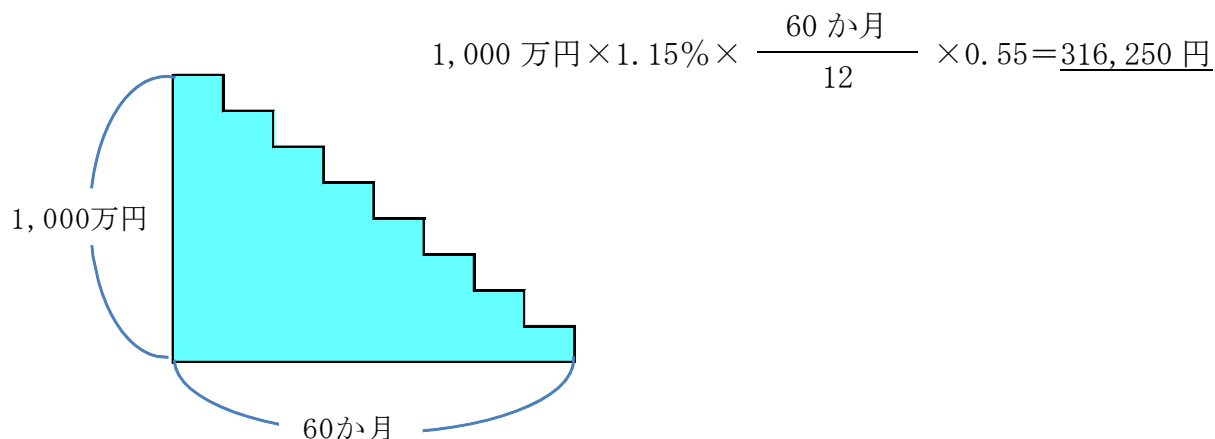
保証料率：1.15%

保証期間：60 か月

返済方法：1 か月目から 59 か月まで 1 か月ごと 167,000 円の返済

最終回（60 か月目） 147,000 円の返済

分割係数：0.55（均等分割返済）



【計算例②】（確定日保証、据置期間・据置金額なしの場合）

貸付金額：500 万円

保証料率：1.15%

貸付実行予定日：R5. 4. 1

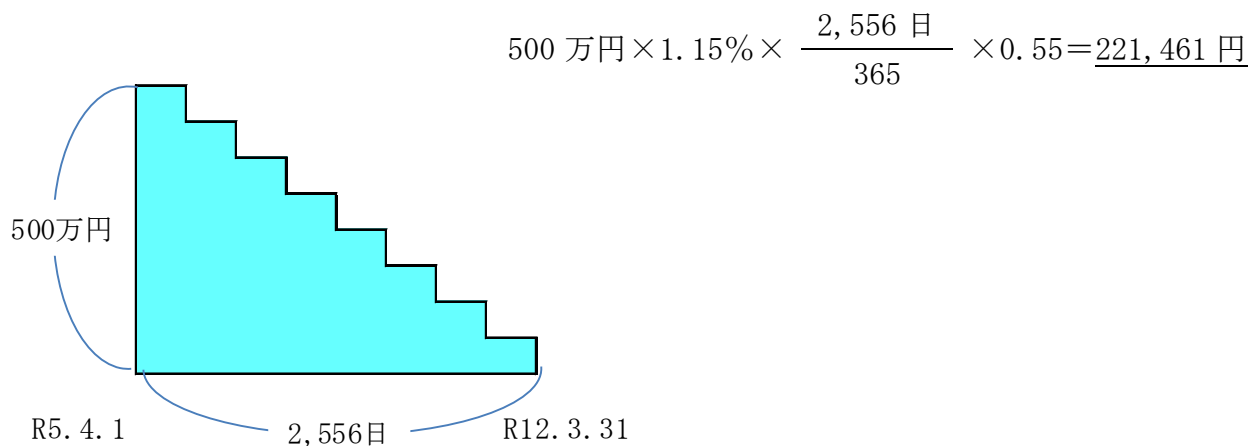
保証期限：R12. 3. 31

返済方法：R5. 4 から R12. 2 まで 1 か月ごと 59,000 円

最終回（R12. 3）103,000 円

計算期間日数：2,556 日（R5. 4. 2～R12. 3. 31）

分割係数：0.55（均等分割返済）



【計算例③】（月数保証、据置期間がある場合）

貸付金額：500 万円

保証料率：1.00%

保証期間：36 か月

返済方法：7 か月目から 35 か月まで 1 か月ごと 166,000 円の返済

最終回（36 か月目） 186,000 円の返済 （据置期間 6 か月）

分割係数：0.55（均等分割返済）

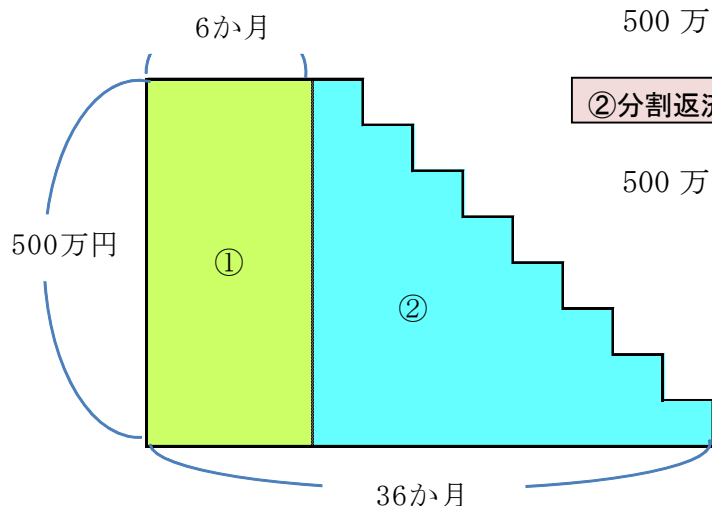
①据置期間部分

$$500 \text{ 万円} \times 1.00\% \times \frac{6 \text{ か月}}{12} = 25,000 \text{ 円}$$

②分割返済部分

$$500 \text{ 万円} \times 1.00\% \times \frac{(36-6) \text{ か月}}{12} \times 0.55 = 68,750 \text{ 円}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \underline{93,750 \text{ 円}}$$



【計算例④】（月数保証、不均等分割返済の場合）

貸付金額：1,000 万円

保証料率：1.15%

保証期間：60 か月

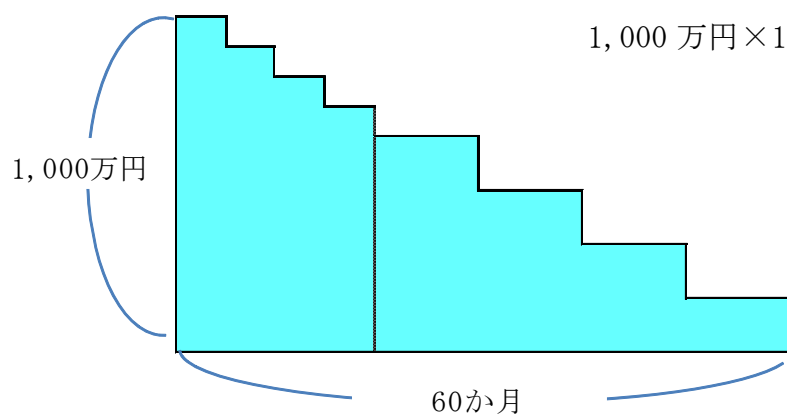
返済方法：1 か月目から 12 か月まで 1 か月ごと 10,000 円の返済

13 か月目から 59 か月まで 1 か月ごと 206,000 円の返済

最終回（60 か月目） 198,000 円の返済

分割係数：0.61（不均等分割返済）

$$1,000 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{60 \text{ か月}}{12} \times 0.61 = \underline{350,750 \text{ 円}}$$



【計算例⑤】（月数保証、据置期間及び据置金額がある場合）

貸付金額：1,500 万円

保証料率：1.35%

保証期間：12 か月

返済方法：4 か月目から 11 か月まで 1 か月ごと 1,000,000 円の返済

最終回（12 か月目） 7,000,000 円の返済

（据置期間 3 か月、据置金額 600 万円）

分割係数：0.65（均等分割返済）

①据置期間部分

$$1,500 \text{ 万円} \times 1.35\% \times \frac{3 \text{ か月}}{12} = 50,625 \text{ 円}$$

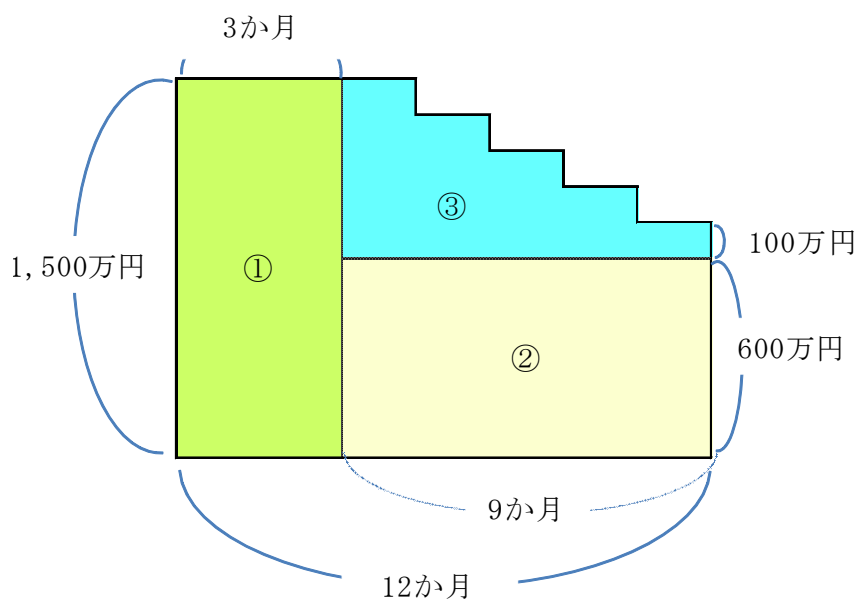
②据置金額部分

$$600 \text{ 万円} \times 1.35\% \times \frac{(12-3) \text{ か月}}{12} = 60,750 \text{ 円}$$

③分割返済部分

$$(1,500-600) \text{ 万円} \times 1.35\% \times \frac{(12-3) \text{ か月}}{12} \times 0.65 = 59,231 \text{ 円}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \underline{170,606 \text{ 円}}$$



【計算例⑥】（確定日保証、据置期間及び据置金額がある場合）

貸付金額 : 1,200 万円
 保証料率 : 1.15%
 貸付実行予定日 : R5. 4. 1
 保証期限 : R6. 3. 31
 返済方法 : R5. 8 から R6. 2 まで 1 か月ごと 100 万円
 最終回 (R6. 3) 500 万円 （据置金額 400 万円）
 据置期間日数 : 121 日 (R5. 4. 2～R5. 7. 31)
 計算期間日数 : 365 日 (R5. 4. 2～R6. 3. 31)
 分割係数 : 0.65 (均等分割返済)

①据置期間部分

$$1,200 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{121 \text{ 日}}{365} = 45,747 \text{ 円}$$

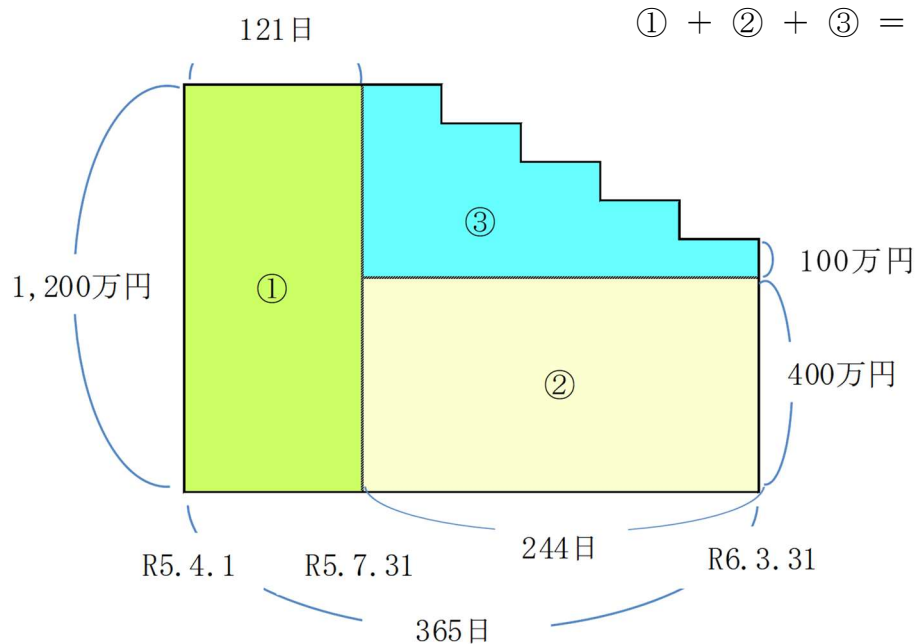
②据置金額部分

$$400 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{(365-121) \text{ 日}}{365} = 30,750 \text{ 円}$$

③分割返済部分

$$(1,200-400) \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{(365-121) \text{ 日}}{365} \times 0.65 = 39,975 \text{ 円}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \underline{116,472 \text{ 円}}$$



5. 保証条件変更保証料の計算方法

(1) 条件変更時の保証料率

当初貸付時の保証料率を適用します。

(2) 保証期限内の条件変更

条件変更により、保証期限又は返済方法を変更したときは、変更実行金額に対し、その日の翌日から変更後の保証期限までについて、変更条件により日割計算をします。

この場合、新たに発生する保証料は、既収保証料のうち、変更承諾日以降相当額を控除した額とします。なお、変更前の保証料に未収がある場合は、当該保証料を加算します。

$$\text{変更保証料} = \text{①変更後条件による保証料} - \text{②控除計算額（未経過保証料）} + \text{③未収保証料}$$

※変更後条件による保証料が控除計算額を下回るときは、その差額を変更実行確認後、返戻します。

①変更後条件による保証料は、変更承諾日の翌日から変更後期限までの保証料

計算式

$$\text{①変更後条件による保証料} = \text{据置期間部分 (A)} + \text{据置金額部分 (B)} + \text{分割返済部分 (C)}$$

$$\text{(A) 据置期間部分} = \text{変更実行金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間 (日)}}{365}$$

$$\text{(B) 据置金額部分} = \text{据置金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間 (日)} - \text{据置期間 (日)}}{365}$$

$$\begin{aligned} \text{(C) 分割返済部分} &= (\text{変更実行金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間 (日)} - \text{据置期間 (日)}}{365} \\ &\quad \times \text{分割係数} \end{aligned}$$

- ②控除計算額は、既収保証料に未経過率を乗じたもので、変更前保証料と変更後条件による保証料との重複部分

未経過率の計算方法

◎据置期間部分・据置金額部分（一括返済含む）の場合

$$\frac{\text{未経過期間}}{\text{保証期間}}$$

◎分割返済部分の場合

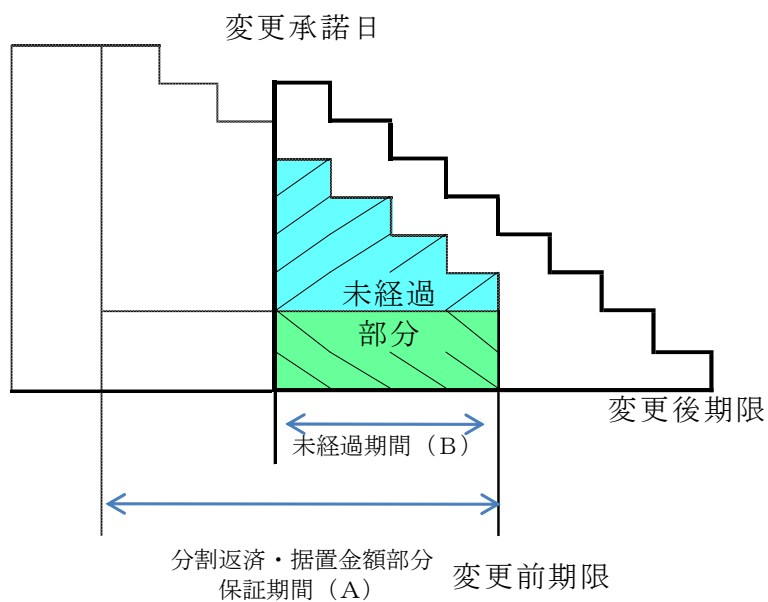
$$\left(\frac{\text{未経過期間}}{\text{保証期間}} \right)^2$$

※未経過期間とは、変更承諾日の翌日から変更前の保証期限までをいいます。

【図解】

$$\text{据置金額部分の未経過率} = \frac{B}{A}$$

$$\text{分割返済部分の未経過率} = \left(\frac{B}{A} \right)^2$$



計算式

①控除計算額＝据置期間部分（A）＋分割返済部分（B）＋据置金額部分（C）

(A) 据置期間部分＝変更前の据置期間部分保証料額× $\frac{\text{当初据置期間（日）} - \text{据置経過期間（日）}}{\text{当初据置期間（日）}}$

(B) 据置金額部分＝変更前の据置金額部分保証料額

× $\frac{\text{当初分割返済期間（日）} - \text{分割返済経過期間（日）}}{\text{当初分割返済期間（日）}}$

(C) 分割返済部分＝変更前の分割返済部分保証料額

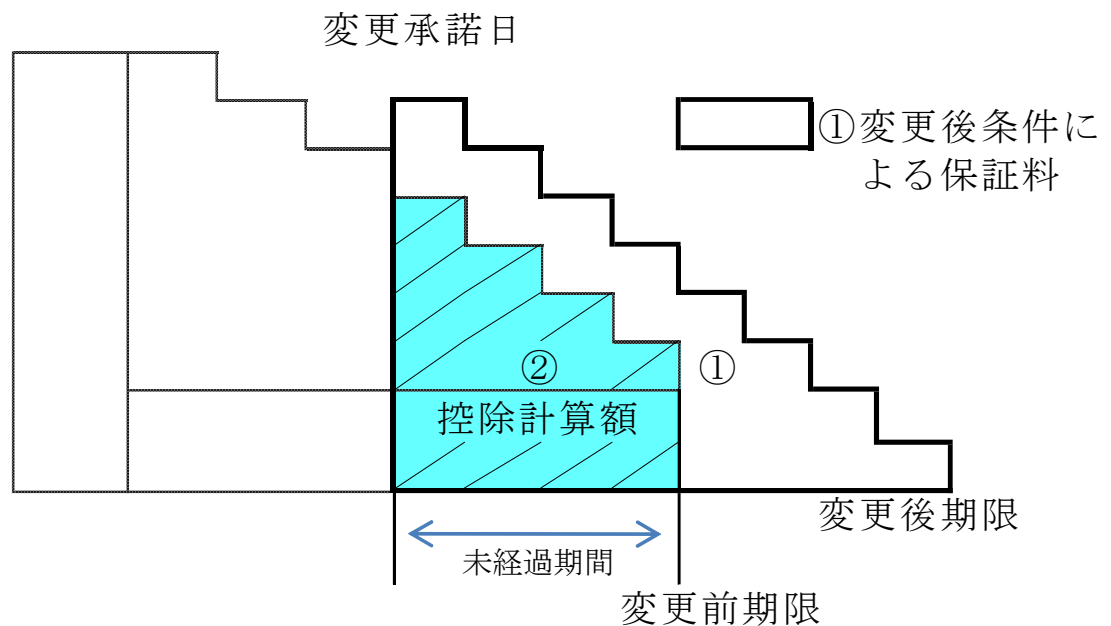
× $\left(\frac{\text{（当初分割返済期間（日）} - \text{分割返済経過期間（日））}}{\text{当初分割返済期間（日）}} \right)^2$

③未収保証料は、変更前の保証料総額のうち、未受領の保証料

計算式

③未収保証料＝変更前の保証料総額－変更前の受入保証料総額

【図解】



【計算例】

当初保証条件	
貸付金額	15,000,000 円
貸付日	R5. 12. 24
保証期限	R7. 12. 23
保証期間	24 か月
返済方法	R6. 1 から R7. 11 まで 毎月 24 日に 500,000 円、 最終回 (R7. 12) 3,500,000 円返済 (据置期間) なし (据置金額) 3,000,000 円
保証料率	1.15%
既収保証料	234,600 円 (据置金額部分) 69,000 円 (分割返済部分) 165,600 円

⇒

変更後条件	
変更後金額	13,000,000 円
変更承諾日	R6. 5. 2
変更後期限	R9. 12. 23
保証期間	1,330 日
返済方法	R7. 8 から R9. 11 まで 毎月 24 日に 400,000 円、 最終回 (R9. 12) 1,800,000 円 返済 (据置期間) 448 日 (据置金額) 1,400,000 円
保証料率	1.15%

①変更後条件による保証料

(据置期間部分 A)

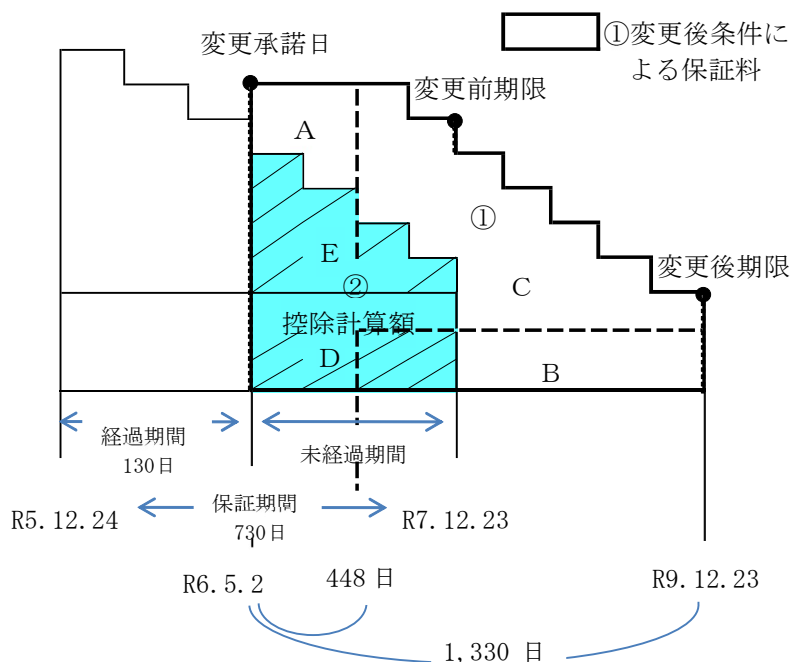
$$1,300 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{448 \text{ 日}}{365} = 183,495 \text{ 円}$$

(据置金額部分 B)

$$140 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{(1330-448) \text{ 日}}{365} = 38,904 \text{ 円}$$

(分割返済部分 C)

$$(1,300-140) \text{ 万円} \times 1.15\% \times \frac{(1330-448) \text{ 日}}{365} \times 0.55\% = 177,294 \text{ 円} \quad A+B+C = 399,693 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$$



②控除計算額

(据置金額部分 D)

$$69,000 \text{ 円} \times \frac{(730-130) \text{ 日}}{730 \text{ 日}} = 56,712 \text{ 円}$$

(分割返済部分 E)

$$165,600 \text{ 円} \times \left(\frac{(730-130) \text{ 日}}{730 \text{ 日}} \right)^2 = 111,870 \text{ 円}$$

$$D+E = 168,582 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} = \underline{\underline{231,111 \text{ 円}}}$$

(3) 保証期限経過後の条件変更

当初の保証期限の翌日から変更承諾日までを、保証期限時の貸付残高による据置期間部分として日割計算し、変更承諾日の翌日から変更後期限までは、変更実行金額に対して、変更後の条件により日割計算をします。なお、変更前の保証料に未収がある場合は、当該保証料を加算します。

$$\text{変更保証料} = \text{①変更後条件による保証料} + \text{②期限経過保証料} + \text{③未収保証料}$$

①変更後条件による保証料は、変更承諾日の翌日から変更後期限までの保証料

計算式

①変更後条件による保証料＝据置期間部分（A）＋据置金額部分（B）＋分割返済部分（C）

$$\text{(A) 据置期間部分} = \text{変更実行金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間（日）}}{365}$$

$$\text{(B) 据置金額部分} = \text{据置金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間（日）} - \text{据置期間（日）}}{365}$$

$$\begin{aligned} \text{(C) 分割返済部分} &= (\text{変更実行金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間（日）} - \text{据置期間（日）}}{365} \\ &\quad \times \text{分割係数} \end{aligned}$$

②期限経過保証料は、前回保証期限の翌日から変更承諾日までの保証料

計算式

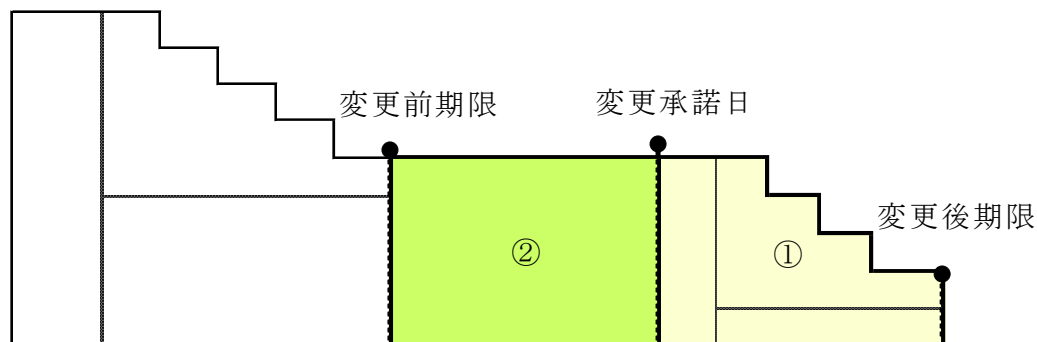
$$\text{②期限経過保証料} = \text{保証期限時点の貸付残高} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{期限経過期間（日）}}{365}$$

③未収保証料は、変更前の保証料総額のうち、未受領の保証料

計算式

$$\text{③未収保証料} = \text{変更前の保証料総額} - \text{変更前の受入保証料総額}$$

【図解】



【計算例】

保証期限時残高 : 120 万円
 保証料率 : 0.70%
 変更前保証期限 : R5. 4. 15
 変更承諾日 : R5. 5. 2
 変更後保証期限 : R7. 4. 15
 返済方法 : R5. 5 から R7. 3 まで 1 か月ごと 51,000 円返済
 最終回 (R7. 4) 27,000 円返済
 保証期限経過日数 : 17 日 (R5. 4. 16～R5. 5. 2)
 新保証期間日数 : 714 日 (R5. 5. 3～R7. 4. 15)
 分割係数 : 0.60 (均等分割返済)

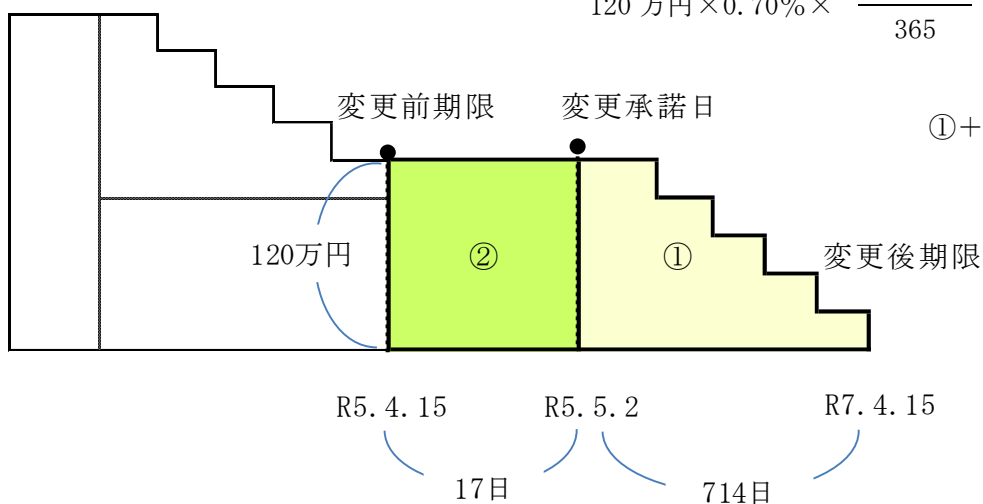
①変更後条件による保証料 (分割返済部分)

$$120 \text{ 万円} \times 0.70\% \times \frac{714 \text{ 日}}{365} \times 0.60 = 9,859 \text{ 円}$$

②期限経過保証料 (据置金額部分)

$$120 \text{ 万円} \times 0.70\% \times \frac{17 \text{ 日}}{365} = 391 \text{ 円}$$

$$\text{①} + \text{②} = \underline{10,250 \text{ 円}}$$



6. 返戻保証料

保証料については、違算により過収した場合を除き返戻しません。

ただし、保証期限前に完済したものなど一部返戻する場合があります。

(1) 返戻対象

被保証人が保証期限を繰り上げて完済した場合や保証期間短縮等の保証条件変更した場合は、所定の計算方法により返戻します。

ただし、被保証人について算出した額が1,000円以下の場合は、返戻しません。

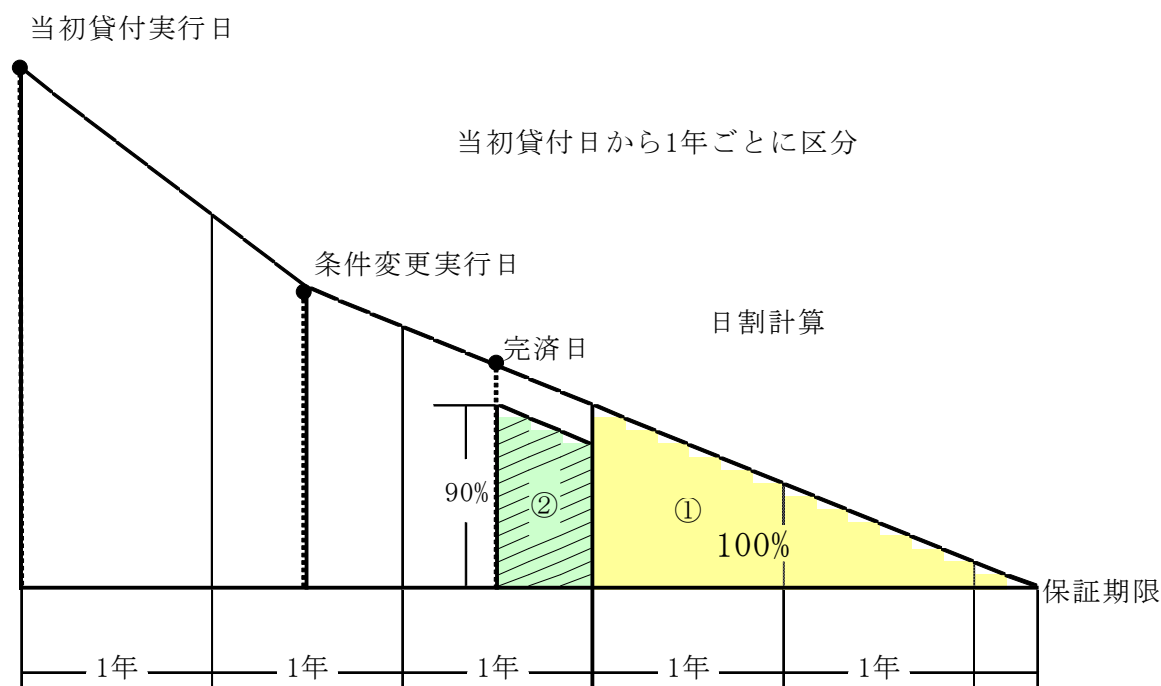
(2) 返戻する保証料

次の①及び②を合算したものが返戻保証料となります。

①貸付実行日から起算して、保証期間を1年毎の期間に区分し、完済日の属する期間(1年)までを除いた未経過期間に係る保証料

②完済日の属する区分(1年)については、完済した日までを除いた未経過期間に係る保証料の90%

【図解】



(3) 返戻保証料の計算方法

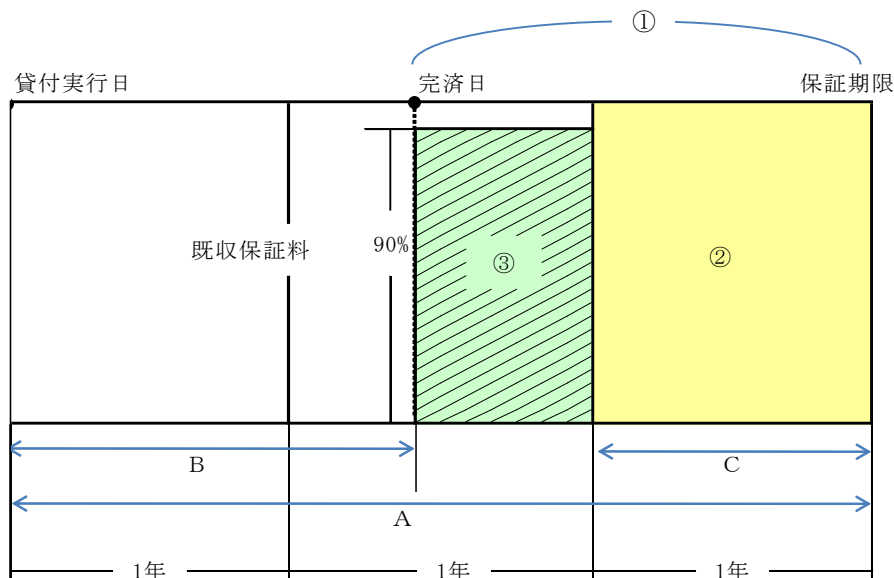
計算は、未経過期間の比例面積計算方式に準じて行い、次の算式で算出します。

①一括返済の場合

$$\text{未経過保証料①} = \text{既収保証料} \times \left(\frac{A-B}{A} \right) \quad \text{未経過保証料②} = \text{既収保証料} \times \left(\frac{C}{A} \right)$$

$$\text{未経過保証料③} = (\text{①} - \text{②}) \times 90\% \quad \text{返戻保証料} = \text{②} + \text{③}$$

【図解】



【計算例】

貸付金額 : 1,200 万円
 保証料率 : 1.35%
 貸付実行日 : R5. 4. 15
 保証期限 : R7. 4. 15
 保証期間 : 24 か月 (731 日)
 当初保証料 : 324,000 円
 繰上完済日 : R5. 10. 15

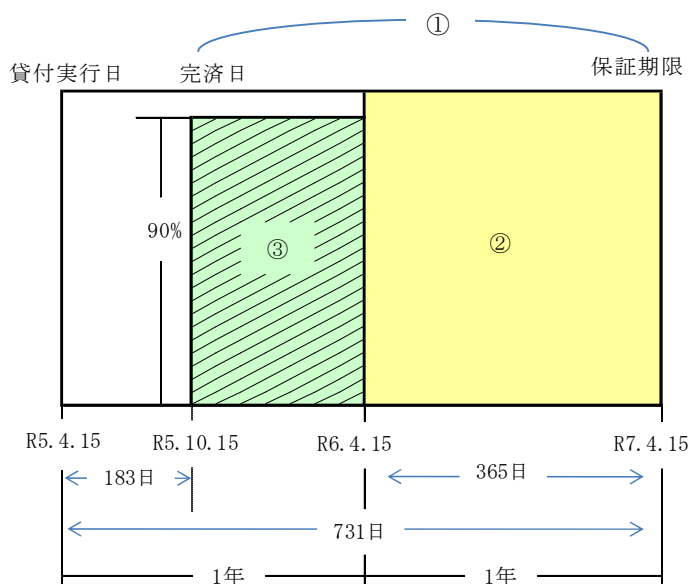
$$\text{①} 324,000 \text{ 円} \times \frac{(731-183) \text{ 日}}{731 \text{ 日}} = 242,889 \text{ 円}$$

$$\text{②} 324,000 \text{ 円} \times \frac{365 \text{ 日}}{731 \text{ 日}} = 161,778 \text{ 円}$$

$$\text{③} (① 242,889 - ② 161,778) \text{ 円} \times 90\% = 72,999 \text{ 円}$$

返戻保証料

$$\text{②} 161,778 \text{ 円} + \text{③} 72,999 \text{ 円} = \underline{234,777 \text{ 円}}$$



②分割返済の場合

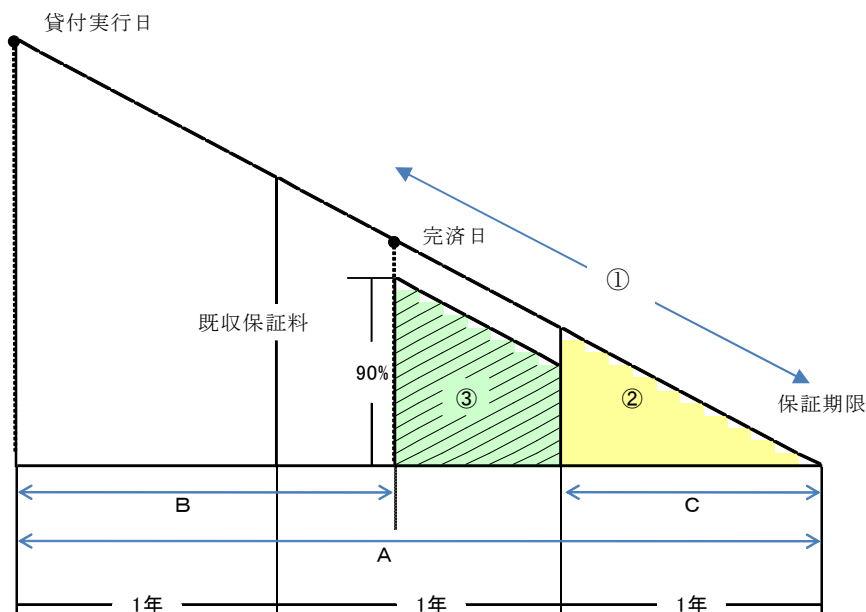
$$\text{未経過保証料①} = \text{既収保証料} \times \left(\frac{A-B}{A} \right)^2$$

$$\text{未経過保証料②} = \text{既収保証料} \times \left(\frac{C}{A} \right)^2$$

$$\text{未経過保証料③} = (\text{①} - \text{②}) \times 90\%$$

$$\text{返戻保証料} = \text{②} + \text{③}$$

【図解】



【計算例】

貸付金額 : 1,200 万円

保証料率 : 1.35%

貸付実行日 : R6. 4. 15

保証期限 : R11. 4. 15

保証期間 : 60 か月 (1826 日)

当初保証料 : 445,500 円

繰上完済日 : R8. 10. 15

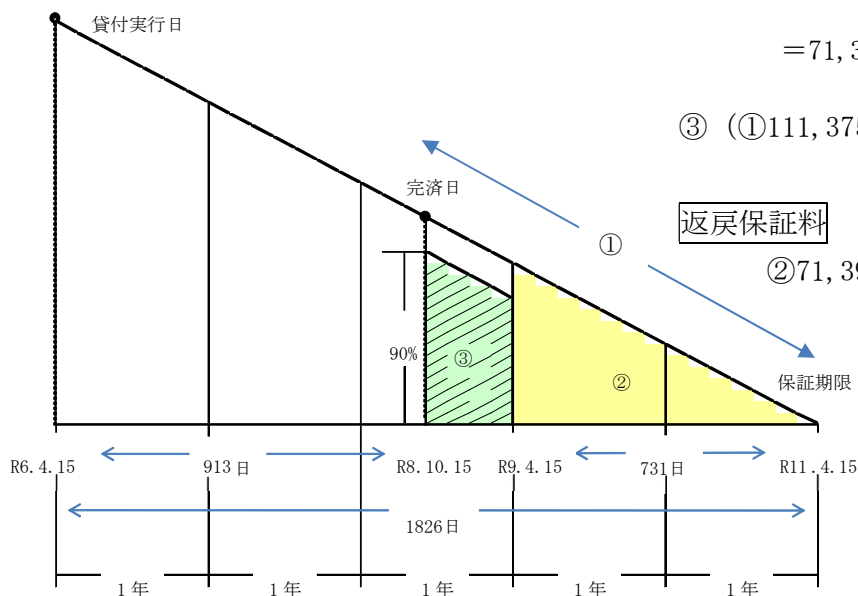
$$\text{① } 445,500 \text{ 円} \times \left(\frac{(1826-913) \text{ 日}}{1826 \text{ 日}} \right)^2 = 111,375 \text{ 円}$$

$$\text{② } 445,500 \text{ 円} \times \left(\frac{731 \text{ 日}}{1826 \text{ 日}} \right)^2 = 71,397 \text{ 円}$$

$$\text{③ } (①111,375 - ②71,397) \text{ 円} \times 90\% = 35,980 \text{ 円}$$

返戻保証料

$$\text{②}71,397 \text{ 円} + \text{③}35,980 \text{ 円} = \underline{107,377 \text{ 円}}$$



(4) 保証料の返戻手続

- ①保証料の返戻は、協会が計算の上、協会から直接被保証人が指定した口座（以下「返戻口座」という。）へ送金します。
- ②返戻手続は、借入金の完済により金融機関からの完済の報告を確認の上、開始します。
※完済の報告は、速やかに、また間違いのないようにしてください。
- ③返戻口座の確認は、完済後、協会から被保証人へ「保証料返戻のお知らせ」及び「保証料返戻口座確認書」を送付しますので、確認書の返送をもって行います。
ただし、保証料差引計算の対象外となる借換保証の場合は、「信用保証依頼書」の返戻希望口座記入欄で返戻口座が確認できるため、「保証料返戻口座確認書」の送付は行いません。
※返戻保証料の振込は、「保証料返戻口座確認書」等により、返戻口座が確認できた場合に限り行います。
- ④協会は、返戻口座への送金の前に、振込予定日及び振込金額が記入された「返戻保証料の振込について」を被保証人へ送付します。

(5) 地方公共団体負担分の保証料の返戻

既収保証料が地方公共団体負担の場合は、負担割合に応じて地方公共団体に保証料を返戻します。
ただし、条件変更を行い、変更保証料を被保証人が負担している場合は、算出した返戻保証料から被保証人負担分（変更保証料）を差し引いた額に対して、負担割合に応じて按分します。

(6) 借換保証の保証料差引計算

① 対象

借換保証を行う場合、新たな保証（以下「回収保証」という。）の保証料から、既存の保証（以下「被回収保証」という。）の返戻保証料を差し引き、その差額のみを貸付実行時に徴収します（以下「保証料差引計算」という。）。
なお、次の場合は、保証料差引計算の対象外とします（被回収保証に返戻保証料が発生した場合は、別途返戻します。）。
ア. 被回収保証を複数の保証で借り換える場合
イ. 同時回収条件以外の場合（事前完済、同時内入等）
ウ. 回収保証の顧客が連帯債務者の場合
エ. 回収保証の保証料を分割支払とする場合
オ. 回収保証の保証料額より、被回収保証の返戻保証料総額が大きい場合
カ. 被回収保証の顧客が連帯債務者又は併存的債務引受人である場合
キ. 回収保証の「貸付予定日」が被回収保証の終期以降の場合
ク. 被回収保証の返戻保証料が 1,000 円以下の場合
ケ. 被回収保証に保証料の未払いがあり、繰上完済不足保証料が発生する場合
コ. 被回収保証が貸付実行中以外の場合（代位弁済先等）

② 保証料差引計算の基準日

信用保証依頼書の「貸付予定日」欄に記載されている日付を被回収保証の完済日とみなして、被回収保証の返戻保証料を計算します。

7. 延滞保証料

保証期限に債務を履行できず、平成 28 年 5 月 5 日以前に完済又は代位弁済となったものについては、保証債務残高に対して、年 3.65%の割合で延滞保証料が発生しており、同保証料は、令和 3 年 5 月 6 日まで徴収します。

平成 28 年 5 月 6 日以降に完済又は代位弁済した保証に係る延滞保証料は、一切発生しません。

8. 保証料の分割支払

保証料又は変更保証料について、一括支払のほか、申込人の希望があれば、分割支払基準表に定める基準により分割して支払うことができます。

(1) 分割支払が可能な保証

次の①又は②の何れかに該当する場合は、保証料を分割して支払うことが可能です。

①保証期間（保証条件変更の場合は変更後の期間）が 2 年を超える場合

※特定の保証については、分割不可場合があります。

②当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証の場合は、保証期間（保証条件変更の場合は延長期間）が 1 年を超える場合

<分割徴収基準表>

回数	回次 保証期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	2 年 超 4 年 以 下	75	25													
3	4 年 超 6 年 以 下	60	30	10												
4	6 年 超 8 年 以 下	45	35	15	5											
5	8 年 超 1 0 年 以 下	35	30	20	10	5										
6	1 0 年 超 1 2 年 以 下	30	20	20	15	10	5									
7	1 2 年 超 1 4 年 以 下	25	20	20	15	10	5	5								
8	1 4 年 超 1 6 年 以 下	20	20	15	15	10	10	5	5							
9	1 6 年 超 1 8 年 以 下	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
1 0	1 8 年 超 2 0 年 以 下	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
1 1	2 0 年 超 2 2 年 以 下	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
1 2	2 2 年 超 2 4 年 以 下	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2			
1 3	2 4 年 超 2 6 年 以 下	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
1 4	2 6 年 超 2 8 年 以 下	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
1 5	2 8 年 超 3 0 年 以 下	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2
2	【当座貸越・カードローン】 1 年 超	50	50													

（２）分割保証料の支払方法

- ①第１回目の保証料は、貸付実行時に送金してください。
- ②２回目以降の保証料については、１か年毎の支払いとなり、預金口座振替により送金してください。
※協会は支払期日の前月中に被保証人に対して「保証料分割支払時期のお知らせ」を発送し、保証料の支払時期・金額を通知します。
- ③分割割合により計算した額に円位未満の端数が生じた場合は、第１回目の分割徴収額で調整します。
- ④保証書に添付されている「信用保証料送金のご依頼」に分割支払の明細を表示します。

（３）保証条件変更の場合の支払方法

- ①変更後条件による保証料＞控除計算額（未経過保証料）
変更後条件による保証料から未経過保証料を控除して算出する保証料（未収保証料がある場合は、未収保証料を加算した額）について、分割徴収基準表に従い支払します。
- ②変更後条件による保証料＜控除計算額（未経過保証料）
未経過保証料から変更後条件による保証料を控除した額を返戻します。なお、未収保証料がある場合は、返戻額と相殺して算出する保証料について、分割徴収基準表に従い支払いします。

（４）預金口座振替

預金口座振替は、三井住友カード㈱を通じて行います。

なお、振替手数料は協会が負担します。

- ①口座振替指定金融機関は、当該保証付融資の貸出勘定店舗としてください。
- ②振替口座の名義人は申込人と同一としてください。
- ③振替日は貸付実行日（条件変更決定日）から起算して１年ごとの応当月の翌月の５日となります。

【例】

貸付日	R5. 7. 28	⇒	１年後の応当月（日）	R6. 7（R6. 7. 28）
口座振替日	<u>R6. 8. 5</u>		（応当月の翌月の５日）	

※振替手続が「預金不足」によりできなかったときは、翌月に再度振替手続を行います。その振替もできなかったときは、その回の振替手続は中止します。

※「預金不足」以外の理由で振替が不能となったときは、その回の振替手続は中止します。

（５）事務手続

申込日から分割支払の希望がある場合は、保証申込時に申込書類とともに「預金口座振替依頼書」及び「信用保証料分割支払承認依頼書」を添付してください。

※預金口座振替依頼書は、お客様用、協会用、金融機関用の３枚複写となっています。

※信用保証料分割支払承認依頼書は「通常用（当座貸越・カードローン以外）」と「当座貸越・カードローン用」があります。

①金融機関は預金口座振替依頼書の金融機関コードを記入し、申込人の記入事項の確認、印鑑照合を行い、預金口座振替依頼書（保証協会用）に確認印（金融機関押切印）を押印してください。

②預金口座振替依頼書（金融機関用）は、金融機関において保管してください。

９．保証料の送金方法

保証料はその計算を協会で行い、保証書（変更保証書を含む。）に表示します。保証書には、「信用保証料送金のご依頼」がセットされていますので、金融機関において「信用保証料送金のご依頼」で保証料の金額を確認し、貸付実行時等に協会に代わって次の方法で保証料を徴収してください。

なお、徴収した保証料は、速やかに協会の指定した預金口座に送金してください。

※送金処理の際、保証番号及び被保証人名を入力（記載）してください。

（１）一般保証

保証書に添付されている「信用保証料送金のご依頼」に記載の保証料を貸付実行時に協会指定の専用口座に送金してください。

（２）保証条件変更

保証料が生じる保証条件変更については、変更保証書に添付されている「信用保証料送金のご依頼」に記載の保証料を変更実行時に協会指定の専用口座に送金してください。

（３）不足保証料・未収保証料

不足保証料又は未収保証料が発生した場合は、協会から金融機関宛に「不足保証料送金のご依頼」又は「未収保証料送金のご依頼」を送付いたしますので、記載の保証料を協会指定の専用口座に送金してください。

